地域産業委員会　案件一覧

（令和８年９月 17・18 日開催分）

○補正予算案の説明　２件

部局	報告順	件　　名	資料番号	説明者（所管課長名等）
地域未来創造部	1	令和８年度一般会計第４次補正予算案の概要について（地域未来創造部）	2	鈴木　地域力推進課長
産業経済部	2	令和８年度一般会計第４次補正予算案の概要について（産業経済部）	1	石川　産業経済課長

○所管事務報告　６件

部局	報告順	件　　名	資料番号	説明者（所管課長名等）
地域未来創造部	1	大田区民プラザにおける情報漏えいの可能性のある事故について	8	三上　文化芸術推進課長
	2	NHK の連続テレビ小説「ブラッサム」放映を契機とした事業展開について	9	小山　地域未来創造部副参事（文化事業担当）
産業経済部	3	大田区産業のまちづくり条例の改正素案に関する区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果について	10	石川　産業経済課長
	4	スタートアップ都市推進協議会への入会について	11	高齋　産業振興担当課長
	5	令和８年度「新製品・新技術開発支援事業（開発ステップアップ助成・実用化製品化助成）」における助成企業の決定について	12	高齋　産業振興担当課長
	6	令和８年度大田区・川崎市浴場連携事業　銭湯デジタルスタンプラリーの開催について	13	片平　あきない振興担当課長

地域産業委員会
令和８年９月17・18日
地域未来創造部　資料２番
所管　地域力推進課

令和８年度一般会計第４次補正予算案の概要について（地域未来創造部）

歳入　　（単位：千円）

款項目	説明	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額	補正理由及び補正内容	予算所属
寄附金 寄附金 寄附金	寄附金	0	197	197	地域力応援基金寄附金を受領したことによる増	地域力推進課
		0	616	616	勝海舟基金寄附金を受領したことによる増	文化芸術推進課
合計		0	813	813		

債務負担行為補正　変更　　（単位：千円）

事項名		債務負担期間	限度額	事項説明	予算所属
補正後	馬込第三小学校及び（仮称）室生犀星資料館改築その他工事	令和９年度 ～ 令和12年度	752,904	１．事業目的　馬込第三小学校及び（仮称）室生犀星資料館改築その他工事 ２．事業内容　経費（教育総務部分除く）　899,089 （本年度予算計上額　146,185 来年度以降債務負担額　752,904）	文化芸術推進課
補正前	馬込第三小学校及び（仮称）室生犀星資料館改築その他工事	令和９年度 ～ 令和12年度	737,922	１．事業目的　馬込第三小学校及び（仮称）室生犀星資料館改築その他工事 ２．事業内容　経費（教育総務部分除く）　884,107 （本年度予算計上額　146,185 来年度以降債務負担額　737,922）	

地域産業委員会 令和８年９月17・18日
産業経済部　資料１番
所管　産業経済課

令和８年度一般会計第４次補正予算案の概要について（産業経済部）

歳入

（単位：千円）

No.	款項目	説明	補正前 予算額	補正 予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	寄附金 寄附金 寄附金	(1) 寄附金	0	8,706	8,706	産業のまち未来基金寄附金を受領したことによる増
合計			0	8,706	8,706	

歳出

（単位：千円）

No.	款項目	説明	補正前 予算額	補正 予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容
1	産業経済費 産業経済費 産業振興費	(1) 公衆浴場施設改善助成	38,840	8,000	46,840	執行見込みが予算額を上回ったことによる増
合計			38,840	8,000	46,840	

地域産業委員会 令和８年９月 17・18 日
地域未来創造部　資料８番
所管　文化芸術推進課

大田区民プラザにおける情報漏えいの可能性のある事故について

１　概要

大田区の指定管理者が管理運営する大田区民プラザにおいて、施設職員が施設配備パソコン端末でインターネットを閲覧中、画面の警告表示を受け、表示された連絡先に電話し指示に従いパソコンを操作したところ、端末操作できなくなった。

その後、当該端末についてネットワークから隔離したが、その間、当該端末に不正アクセスされ、個人情報を含む情報漏えいの可能性がある事故が発生した。

２　発生日時

令和８年８月22日（土）11時15分頃

３　指定管理者

公益財団法人大田区文化振興協会

４　漏えいした可能性がある個人情報

職員や施設利用者556人の氏名等（令和８年９月４日13時時点）

５　事案発生後の対応等

漏えいの可能性があった対象者に対し、指定管理者から文書等にて事案発生についてのお知らせとお詫びを行う。

不正アクセスによる個人情報の漏えいの可能性について、影響範囲を含め、引き続き調査中である。なお、現在、二次被害は確認されていない。

６　再発防止策

情報セキュリティ及び情報機器の適切な取扱いについて、改めて周知徹底を行い、再発防止及び事務の改善に取り組む。

地域産業委員会 令和８年９月17・18日
地域未来創造部　資料９番
所管　文化芸術推進課

NHKの連続テレビ小説「ブラッサム」放映を契機とした事業展開について

NHKの連続テレビ小説「ブラッサム」放映（令和８年９月28日開始）の契機を生かし、シビックプライドの醸成等につなげる事業であるOMAISEN PROJECTにおいて、以下の事業を実施する。

１　NHK連携事業

（１）相互協力リーフレット及びポスターの作成

時期：９月25日（金）以降配布開始（予定）

仕様：リーフレット（A4版12ページ冊子）、ポスター（B2版）

配付対象：特別出張所等の区内各施設や大森・馬込地域の小学校等

（２）トークイベントの開催（予定）

日程：11月28日（土）

会場：スマイル大森　多目的室大

登壇者：「ブラッサム」出演者・番組制作統括、郷土博物館学芸員

２　回遊促進事業

大田文化の森での特別展示の開催

時期：９月28日（月）から令和９年３月末まで（予定）

各日、午前９時から午後７時まで開場

会場：大田文化の森　旧喫茶スペース

３　広報・地域連携事業

（１）ロゴ・ブランドメッセージの制作

「ブラッサム」主人公のモデルである宇野千代の魅力を象徴し、馬込文士村のつながりと創造性を表現するロゴを制作し、広く活用する。

（２）パネル等の貸出しやノベルティの配付

特別出張所や地域イベント等でパネル掲出やノベルティの配付を実施する。

４　公民連携事業

東急池上線・多摩川線を走行する「きになる電車」で車内ポスターを掲出する予定（10月上旬から令和９年１月中旬まで）。また、駅や商業施設と連携した展示の開催（12月予定）や包括連携先（東京科学大学）と協力した若者世代に訴求する取組みを検討している。

連続テレビ小説「ブラッサム」関連事業

1　NHK連携事業

※9/28（月）ドラマ放映開始

■相互協力リーフレット及びポスターの作成

重点対象：区内小学生（波及対象：保護者・家庭）

時期：9/25（金）以降配布開始（予定）
仕様：リーフレット（A4版12ページ）、ポスター（B2版）
配付対象：区内各施設や大森・馬込エリアの小学校　など

- 馬込文士村の様相を描くマンガを入れ、小学生への訴求効果を高める
- 文士ゆかりの地や馬込文士村公式アプリなど情報を集約し、周遊を促進
- 各施設等への配架、イベントでも配布し事業間の相乗効果を生み出す

■トークイベントの開催（予定）

重点対象：ドラマ関心層

開催日：11/28（土）　※10月上旬申込受付開始（予定）
会　場：スマイル大森　多目的室大（定員380名程度）
登壇者：「ブラッサム」出演者・番組制作統括、郷土博物館学芸員

- ドラマ関心層の注目を得るプロモーション事業として認知拡大を図る
- 郷土博物館学芸員を起用し、区の文化資源の魅力を伝える内容で構成
- ガイド付きまち歩き企画の実施や周辺文化施設の入館無料化で回遊促進

2　回遊促進事業

■大田文化の森での特別展示の開催

重点対象：周辺住民・通勤通学者

時期：9/28（月）から３月末まで（予定）
　　各日、午前9時～午後7時まで開場
会場：大田文化の森　旧喫茶スペース



▲ ガラス面デザインイメージ



▲ フォトスポットとノベルティ（缶バッジ）イメージ

- 外観ガラス面のデザインシートで住民や通勤通学者などの関心を喚起
- 千代の年表や文士村に関するパネルのほか、NHKと連携して「ブラッサム」関連パネルを設置予定
- アプリと連動したARフォトスポットも設置。更にアプリ画面提示でノベルティを配布予定

■郷土博物館での特集展示の開催

時期：9/5（月）～11/29（日）
名称：「宇野千代の華麗なる世界」

■馬込文士村公式アプリ「まごめぐり」

時期：10/1（木）リリース予定

音声ガイドやAR技術を活用した体験型コンテンツ、なぞ解きなど、まち歩きが楽しくなるコンテンツを実装予定



▲ アプリビジュアルイメージ

3　広報・地域連携事業

■ロゴ・ブランドメッセージの制作

千代の魅力を象徴し、文士村のつながりと創造性を表現するロゴ等を制作し広く活用。

笑って 集って 花ひらく
千代ゆかりの
馬込文士村
▲ ロゴ

■パネル等の貸出しやノベルティの配付

特別出張所や地域イベント等での掲出パネルの制作・貸出し。イベント用のノベルティを配布。

4　公民連携事業

■東急電鉄との連携事業

池上線・多摩川線を走行する「きになる電車」で車内ポスターを掲出予定（10月上旬~1月中旬）。宇野千代や文士村、区の文化施設などを掲載予定。



▲ 車両・車内風景（イメージ）

■その他の連携事業

- 駅や商業施設と連携したパネル展示を開催予定（12月予定）
- 包括連携先（東京科学大学）と協力した若者世代に訴求する取組みの検討　など

地域産業委員会 令和８年９月 17・18 日
産業経済部　資料 10 番
所管　産業経済課

大田区産業のまちづくり条例の改正素案に関する区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果について

１ 区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果

（１）意見募集期間

令和８年７月１日（水）から令和８年７月 22 日（水）まで

（２）周知方法

- 区報７月１日号
- 区ホームページ（閲覧数：522 回）
- 区公式Ｘ（表示回数：4,396 回）

（３）閲覧方法・場所

区ホームページ、区政情報コーナー、産業経済課窓口

（４）意見及び内訳（詳細は別紙のとおり）

- 提出者数：計６名（電子申請：５名、紙申請：１名）
- 提出意見数：計 15 件（条文内容：６件、条例全般：１件、その他：８件）

２ パブリックコメントの結果を踏まえた修正内容（予定）

修正予定箇所	内容
前文	内容を整理し、文章構成を見直し
第２条	【第１項】「中心に」を削除 【第２号】「需要創造」を追記
第４条	【第３項】「商店会等への加入に努める」を追記
第５条	【第２項】地域力を高める間接的な貢献も含めた表現に変更

３　今後の予定

- 令和８年第４回大田区議会定例会に条例案提案
- 令和９年１月１日条例施行

別紙

大田区産業のまちづくり条例の改正素案に関する
区民意見公募手続（パブリックコメント）実施結果

1　区民意見公募手続（パブリックコメント）の期間

令和８年７月１日（水）から令和８年７月 22 日（水）

2　意見の提出件数等

意見提出者数　６名（内訳　電子申請：５名　持参：１名）

提 出 意 見 数　15 件

3　提出された意見の要旨と区の考え方

ご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約又は一部を抽出しています。

対象	No.	意見要旨	区の考え方
前文	1	第３文から第６文が少し詰め込みすぎで、区民が読むのが大変なのではないかと感じた。読みやすさの問題だが、必要に応じて内容を検討してはどうか。	内容を整理し、文章の構成を見直しいたします。
基本方針（第２条）	2	冒頭の「産業者を中心に」について、「中心に」を除いた方が、産業者以外の方も、自分たちのまちづくり条例だと認識しやすくなるのではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、「中心に」を除いた表現といたします。
	3	（イ）について、大企業の研究開発需要を待っていれば経営が持続する時代は終わっているため、「需要創造」の文字をきちんと組み込むことが大事であるように思う。	ご意見の趣旨を踏まえ、「需要創造」を組み込みます。
	4	（ウ）について、「誰もが利用しやすく」をカットした方が、文が読みやすくなる。長くて分かりづらい文になっていると感じた。	文は少し長めではありますが、ユニバーサルデザインの観点も踏まえて「誰もが利用しやすい」と記載しております。

産業者の役割（第４条）	5	（ウ）に、商店街の区域内で営業する産業者に対し、当該商店街の商店会等への加入に努める旨を明記していただきたい。商店街は、防災・防犯・環境美化・清掃・見守り・地域行事・地域福祉など、地域社会の基盤機能を担う公共的存在であり、これらの機能は、加盟事業者による共通経費及び共通活動の負担によって支えられている。しかしながら、商店街区において営業を行いながら商店会等に加入しない事業者が増加しており、既存加盟事業者との負担の不均衡が、商店街の維持・運営を困難にしている実態がある。改正素案第４条（ウ）における「事業への積極的な参画」は、加入していない事業者にとっては行為の起点そのものが不明確であり、規定を置いても実質的な状況改善につながりにくい構造となっている。「加入」を努力義務の対象として明確に位置付けることで、加入していない事業者に対しても加入を促す条例上の根拠となり、参画の前提となる関係性の構築が現実的なものとなる。あわせて、区として加入促進に向けた各種支援策・情報提供の対象範囲も明確化され、商店街の持続的な発展と地域のにぎわいの維持に実効性ある効果が期待できる。	ご意見の趣旨を踏まえ、「商店会等への加入に努める」を追記いたします。
区民の理解と協力（第５条）	6	（イ）について、原文だと、産業に直接貢献する協力のみがイメージされる。区民の主体的な関わりは、地域力を高める間接的な貢献も含んでの方が、押しつけがましくなく、区民の主体性を尊重するように思う。	ご意見の趣旨を踏まえ、地域力を高める間接的な貢献も含めた表現に変更いたします。

条例全般	7	改正素案は、産業者に対して、良好な労働環境の確保、技能及び技術の継承、適正な取引の推進等への努力を求め、区民に対しても、地域活動への参画を通じて産業全体を支える取組への協力を求めている。ところが、区の基本施策については、依然として「産業の振興に努めるものとする」という抽象的な規定が中心であり、数値目標、期限、財源、年次報告、第三者評価、未達成の場合の検証及び条例の定期的見直しについて、少なくとも改正素案本文には明確な規定がない。区民及び産業者に理解、協力及び努力を求めながら、区自身の責任が抽象的なままでは、責任の均衡を欠いている。条例は区民や事業者に精神論を求める文書ではなく、区が何を実行し、その結果をどのように公開し、検証するかを定める規範でなければならない。 条例又は関連制度に明記すべき事項として、第一に、区は毎年度、産業振興に関する実施計画、予算、数値目標及び成果指標を公表し、年度終了後に達成状況を区議会及び区民に報告すること。第二に、事業所数、工場数、創業・廃業数、区内雇用、事業承継、区内調達、賃金・労働環境、脱炭素化、DX、災害時の事業継続等について継続的に調査し、その結果を公表すること。第三に、中小・零細事業者、個人事業者、商店会、労働者、区民、若者、女性、外国人事業者及び専門家等で構成する常設の協議・評価機関を設置すること。第四に、少なくとも５年ごとに条例及び関連施策の効果を検証し、必要に応じて見直すこと。第五に、工場及び事業所用地の維持、賃貸工場・事業所の確保、住工混在に伴う紛争の予防、事業承継、適正な価格転嫁及び取引、地域内発注・区内調達、人材確保、災害・感染症・サイバー攻撃対策、脱炭素化に伴う中小企業の費用負担等について、具体的な支援責任を明確にすること。第六に、条例に基づく施策の実施状況について、企業規模及び業種別に検証し、一部の大企業、特定団体又は羽田地区だけに支援が偏っていないかを公表すること。	本条例は、区・事業者・区民が共有すべき基本的な方向性と枠組みを明確化することを目的としております。 ご意見の趣旨を踏まえ、数値目標等については、大田区総合計画進行管理実施要綱やその他関連する計画・制度の運用の枠組みにおいて、進捗の把握・評価・公表により、適切に取組を進めてまいります。

その他	8	今回の改正素案は、平成７年の条例施行後約30年間に、区内産業集積の構造及び社会経済情勢が大きく変化したことを理由として、条例を全部改正しようとするものである。脱炭素、資源循環、事業継続、労働環境、デジタル化、人材確保、産学官金連携等を条例に位置付ける方向性自体には、一定の合理性が認められる。しかし、今回提示された資料は、改正趣旨と改正後の条文案を中心とする４頁の資料及び現行条例にとどまり、現行条例に基づき約30年間実施してきた施策の実績、成果、失敗、未達成事項、投入した予算、区内事業所数や工場数の推移、産業集積の流出状況、住工混在地域における紛争の実態等が示されていない。現行条例の何が機能し、何が機能しなかったのかを検証しないまま、「社会状況が変化したので全部改正する」と説明するだけでは、区民は、改正の必要性及び各条項の相当性を十分に判断できない。これは、30 年ぶりの全面改正に伴う説明として、あまりに薄いと言わざるを得ない。	本条例は、区・事業者・区民が共有すべき基本的な方向性と枠組みを明確化することを目的としており、産業振興に関する基本的な考え方や枠組みを示す改正前の理念を踏まえつつ、社会経済情勢の変化や産業振興を取り巻く課題、区の基本構想に掲げた2040年頃の区の将来像等を反映し、区内産業の諸課題に沿って取組を進められる内容となるよう全面改正するものです。 ご意見の趣旨を踏まえ、今後も、区の産業政策にご理解をいただけるよう区民の皆様に発信してまいります。

その他	9	本件パブリックコメントは、令和８年７月１日から同月 22 日までの 22 日間しか設けられていない。紙資料を閲覧できる場所も、本庁舎及び産業プラザ PiO 等に限られ、その閲覧時間も主として平日の日中である。今回の条例は、工業者、商業者、農業者、漁業者、個人事業者、労働者、商店会、区民等、極めて広い主体に関係する。それにもかかわらず、公表された募集案内からは、地域別説明会、事業者との意見交換会、労働者や若者を対象とする聴取、オンライン説明会等を実施する予定は確認できない。これでは、区が自ら意見を取りに行くのではなく、偶然ホームページ又は区報に気付いた者からだけ意見を受け付けるという、受動的な手続にとどまる。条例の全面改正を区民との共同作業として進める姿勢は、ほとんど感じられない。熱意は、「広く意見を募集します」という定型文によって示されるものではない。どれだけ多くの区民及び事業者に情報を届けたか、どれだけ丁寧に説明したか、どれだけ多様な当事者の意見を聴いたかによって示されるべきである。過去に実施された産業振興関係の意見募集では、特別出張所での資料閲覧や電子メールによる提出が認められた例もある。条例の全面改正という重要な手続において、区民が情報に接し、意見を提出する機会を従前より狭めるのであれば、その合理的理由を説明すべきである。	本件の条例改正に当たっては、大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱に基づき、条例案等を担当課窓口、区政情報コーナー、区報、区ホームページ、区公式 X で周知し、意見を募集しております。

その他	10	鈴木晶雅区長は、これまでの施政方針等において、中小企業の販路拡大、新技術開発、人材確保、羽田イノベーションシティとの連携、産業振興のための基金等、産業政策一般に関する方針を表明してきた。したがって、区長に産業政策への関心が全くないとまで断定することは適切ではない。しかし、今回の条例全面改正について、区長自身が、なぜ今、全部改正が必要なのか、現行条例のどこに問題があったのか、改正によって産業者及び区民の生活がどのように変わるのか、区長として何を達成し、いつまでに結果を出すのか、という点を直接説明した区長メッセージ、記者会見又は解説動画等は、公開され検索可能な範囲では確認できなかった。約30年間存続してきた条例を全面改正するのであれば、担当課名義の簡略な資料だけで済ませるべきではない。条例案を区議会に提出する区長が、政治的及び行政的責任を負う立場から、自ら区民に説明すべきである。産業政策一般について多くの施策を掲げながら、その法的基盤となる条例の全面改正について区長自身の説明が見えないのであれば、区民から、条例改正を単なる庁内事務又は形式的な条文整理として扱っているのではないかと疑われてもやむを得ない。	区長の条例改正に関する考え方については、令和８年第１回定例会における関連の議員質問への答弁により、説明が行われております。 ご意見の趣旨を踏まえ、今後も、条例改正に関する周知や説明のあり方については、必要に応じて検討してまいります。
	11	区は、現行条例に基づく過去約 30 年間の実績及び問題点、改正の根拠となった統計・調査、産業振興ビジョンとの対応関係、各条項の具体的な実施方法、財政的影響並びに関係団体からの聴取経過を公表すべきである。その上で、特別出張所、図書館等にも資料を配置し、公式 X、LINE、YouTube その他の動画媒体、区報、産業団体及び商店会等を通じて再度周知し、地域別及びオンラインの説明会を開催した後、十分な期間を設けて改めて意見を募集すべきである。大幅な修正を行った場合には、修正後の条例案について第二次パブリックコメントを実施すべきであり、これらを行わないまま令和８年第４回大田区議会定例会へ条例案を提出することには反対する。	本件の条例改正に当たっては、大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱に基づき、条例案等を担当課窓口、区政情報コーナー、区報、区ホームページ、区公式 X で周知し、意見を募集しております。

その他	12	大田区には、産業振興ビジョン、実態調査、各種助成、融資、人材確保支援等の取組が存在する。その点を無視して「何もしていない」と評価することは適切ではない。しかし、今回の条例全面改正に限ってみれば、区長による直接的説明、区民との対話、積極的なSNS・動画広報、十分な検証資料及び改正後の成果を担保する制度が著しく不足している。すなわち、産業振興施策を行う熱意が全くないのではなく、この条例を区民及び産業者と共につくり、実効性のある自治体法規として機能させようとする熱意が、現在の改正手続からはほとんど伝わってこないのである。区は、区民に理解と協力を求める前に、まず自ら、説明、対話、支援及び検証に対する責任と熱意を具体的な行動によって示すべきである。	ご指摘のとおり、条例改正にあたっては、区民の皆様にとって分かりやすい形で内容が伝わることが重要だと認識しております。 今後、新規条例の施行に向けて、パブリックコメントを踏まえた結果として素案から内容を変更する場合は、変更点が分かる資料を作成し、改正内容が確認できるよう対応いたします。

その他	13	条例改正にあたって、以下の取組を具体的に検討してはどうか。現状の取組についても回答いただきたい。 （１）先端医療の推進に向けた地元の東邦大学との連携 （２）宇宙産業の促進に向けた具体的な取組 （３）金融機関も条例の射程に巻き込んだことで、産業支援のためのファンド組成 （４）DX 推進のための補助金の拡充 （５）中小企業へのハンズオン支援としての、産業振興協会のビジネスサポートサービス（専門家派遣）の拡充	（１）東邦大学とは包括連携協定に基づき、セミナーや共同研究をはじめ、様々な連携を行っております。先端医療の推進に向けた連携については、今後意見交換してまいります。 （２）創業支援施設である六郷 BASE や羽田イノベーションシティなどにおいて、宇宙分野に関連するスタートアップの立地が進みつつあります。また、ネットワーク構築と情報発信にも取り組んでおります。今後も、宇宙関連スタートアップ等の取組や成果の PR に加え、具体的な立地相談や区内ものづくり企業への受発注相談などに対応してまいります。 （３）現在、スタートアップやベンチャー企業を中心とした産業支援に資するファンド組成に関して、他自治体の取組事例等を調査・研究しており、実現の可能性について検討してまいります。 （４）現時点で DX 推進のための補助金の拡充については予定しておりませんが、経営相談窓口「PiO フロント」において、来館者からの経営に関する相談に対し、都や国等の補助金制度をはじめとする各種支援制度について調査・案内を行い、必要に応じて支援機関の窓口へつなげております。今後も、相談状況やニーズ等を踏まえ、企業の DX が着実に進むよう支援のあり方について検討してまいります。 （５）ビジネスサポートサービスは、中小企業の経営課題の整理や、課題解決に向けた助言を行うことを目的とし、専門家が企業の現場に入り、実行まで伴走するものではありません。サービス利用後も必要に応じて民間契約により対応いただくことを想定しております。

その他	14	人を呼べない羽田イノベーションセンターの活用として、イギリスのファンボーロや東京ビックサイトのような大規模展示場への転用を検討してほしい。（近隣のホテルとの連携も含む）	ご意見の「羽田イノベーションセンター」については、「羽田イノベーションシティ」を指すものとして回答いたします。 羽田イノベーションシティは、実施事業者の提案に基づき「新産業創造・発信拠点」の形成を目指して運営しており、現時点で大規模展示場への転用は予定しておりません。今後も、世界と地域をつなぐゲートウェイとして、国内外のプレーヤーの交流や情報発信を通じた新たなビジネスやイノベーションの創出に取り組んでまいります。
	15	イノーバ大田、川崎のようなラボに対応した建築物を増やす。ラボを貸し出すだけでなく、内部で成長した企業が建物や土地を買い取れるような形式にする。ラボを購入できるほどの資金をもつ企業は、製造ラインや本社、支店も近くに建設したい。本社や製造ラインを大田区内に建設するときには大田区からの手厚い補助金や税優遇を提案し推し進める。大田区で会社が成長していくことで税収が大幅に向上する。また、成長した企業への雇用の拡大により、人口増加も起きる。大幅に向上した税収により区民へのサービスを向上させる。そのために上記の方策を国内企業に限らず、ベンチャー企業や海外の企業へもオープンな気持ちでおこなうことが重要と考える。	大田区の強みである企業集積を維持･発展させるため、民設民営の工場アパートの建設を推進し、羽田イノベーションシティにおいて、ベンチャー企業や海外企業も含めた事業者の受入れに取り組むなど、引き続き、国内外のヒト・モノ・情報の集積を進めるとともに、世界と地域をつなぐゲートウェイとして、新たなビジネスやイノベーションの創出に取り組んでまいります。

参考資料

大田区産業のまちづくり条例の改正素案

１　条例改正の背景と目的

平成７年に「大田区産業のまちづくり条例」を施行し、条文の前文に掲げる理念のとおり、産業環境の維持・発展を通じて、新産業・新技術の創出を支援するとともに、生活・文化と産業が結び付いた、快適な産業のまちの形成を目指してきました。一方、この 30 年の間に、区内産業集積の構造や対応すべき課題が大きく変化しているため、現在の社会状況及び基本構想に掲げた 2040 年頃の大田区産業の将来像を踏まえて条例の全部改正を行います。

以下の内容について区民の皆さまのご意見をお待ちしております。

２　条例改正の趣旨・対象条文

（１）前文

ア　改正の趣旨

現在の社会状況や 2040 年頃の大田区の産業の将来像を踏まえ、産業を取り巻く環境の変化に対応しながら、産業の持続的な発展を促す必要性を明確化し、生活環境との調和を図りつつ、脱炭素や資源循環、事業継続、良好な労働環境等の考え方を反映するため、下線部を見直します。

イ　対象条文

大田区は、産業のまちである。

工業をはじめ、商業、農業、漁業などの産業は、区民の生活を支え、豊かな文化を生み出してきた。

また、区民の生活と文化が、経済活動と技術を支え、生き生きとした産業のまちを形成してきた。

さらに、大田区の産業は、これまでの様々な社会経済情勢の変化に適応する柔軟性を特定の産業に過度に依存しない中小企業の集積という形を維持することで実現してきた。

一方、近年の技術革新やデジタル化の進展、イノベーションの加速、国際的なサプライチェーン再編や投資環境の変動、人手不足や労働条件の変化、エネルギー及び資源制約、気候変動に伴う影響、災害リスクの増大などにより、産業を取り巻く環境は急速に変化している。

このような変化に対応しながら、大田区の産業総体の活力を維持確保し、さらに発展させていくことは、区内において産業経済活動に関わる者（以下「産業者」という。）、区民及び区の共通の課題となっている。

その解決のためには、区民の生活様式や社会意識の変化に合わせ、生活と産業の調和を保ちながら持続的に産業環境の創造を進めなければならない。すなわち、快適で安全な生活環境を基盤として調和を図りつつ、脱炭素の取組や資源の循環、事業の継続性の確保及び良好な労働環境の実現を含め、産業の持続的な発展を促す都市環境を整備する必要があ

る。

産業環境の創造を通じて、大田区の産業は、世界や地域との交流を軸に、新しい産業と技術を創出するとともに、イノベーションを促進し、生活及び文化と産業が結び付いた快適で安全な環境の形成を目指すものとする。

区民は、大田区の産業が区民生活を支え、なかでも、ものづくり機能とこれを支える産業が、ものづくりと関連する技術や人材及びこれらの連携等を含めて、日本や世界の人々の共有財産であることを認識し、将来にわたって大田区を産業のまちとするために、この条例を制定する。

（２）目的（条例第１条）

ア　改正の趣旨

産業の持続的な発展を図るとともに、地域社会の発展に資する視点がより分かりやすく伝わるよう下線部を見直します。

イ　対象条文

この条例は、大田区における産業の振興に関する基本的事項を定め、産業と生活環境の調和を図りつつ、産業の持続的発展に向けた施策を推進することにより、区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（３）基本方針（条例第２条）

ア　改正の趣旨

連携先や支援範囲を見直しつつ、脱炭素・資源循環の推進、災害時等の事業継続と地域の安全・安心、労働環境の向上、デジタル化等への対応に向けた環境整備を位置付け、産業の生産性・競争力の向上を図る必要性を明確化するため（イ）、（ウ）の下線部を見直します。あわせて、人材の育成や参画を重視する考え方を反映するため（エ）の下線部を追加します。

イ　対象条文

次に掲げる事項を基本として、産業者を中心に、区民及び区が一体となって産業のまちづくりを推進する。

（ア）地域に培われてきた資源を生かしながら、産業構造及び生活者意識の変化に対応する新しい産業集積の形成を図ること。

（イ）教育機関、研究機関、金融機関、関係団体、国及び東京都その他地方公共団体と連携し、産業者、区民及び区が共に価値を創造するとともに、産業者に備わる創造性と自律的な活力を生かしながら、研究開発から事業化及び販路拡大までを支援し、産業の活性化を図ること。

（ウ）都市基盤の整備を進めながら、地域のまちづくりと連動して、誰もが利用しやすく、生活環境と調和する産業立地環境を整備するとともに、脱炭素及び資源循環の推進、災害時等の事業継続、地域の安全・安心の確保、労働環境の向上並びにデジタル化を

はじめとする新たな産業動向に対応可能な環境整備を図り、産業の生産性及び競争力の向上に資すること。

（エ）人材の育成、技能及び技術の継承、多様な人材の参画並びに働きがいの向上を重視すること。

（４）区の施策（条例第３条）

ア　改正の趣旨

住・商・工の調和を踏まえた環境整備や操業環境の維持・向上をより明確化するとともに、産業を担う人材の確保・定着の観点、技能・技術の継承にとどまらない高度化の必要性などを反映するため（イ）～（オ）、（キ）の下線部を見直します。また、需要創出や販路開拓、産学官金等の連携による取引の活性化を図る必要性を明確化し、デジタル化やデータ活用、脱炭素・環境改善・資源循環、災害や感染症、事故、サイバー攻撃等に備えた事業継続の取組を支援する考え方を反映するため（ク）～（サ）の下線部を追加します。

イ　対象条文

区は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事項を基本施策として、産業の振興に努めるものとする。

（ア）産業に関する情報の受発信、調査研究並びに区内外との交流及び連携

（イ）住・商・工が調和する環境の整備並びに産業の操業環境の維持及び向上

（ウ）産業を担う人材の育成、確保及び定着

（エ）技能技術の継承及び向上並びに高度化のための支援

（オ）中小企業に対する経営の安定及び改善のための支援

（カ）中小企業に対する融資及び助成

（キ）地域社会における産業の意義及びものづくりの魅力の周知並びに産業集積の維持発展に資する情報発信

（ク）需要創出、販路開拓、産学官金等の連携の推進による取引の活性化

（ケ）デジタル化、ＤＸ推進及びデータ活用に関する支援

（コ）脱炭素、環境改善及び資源循環に関する支援

（サ）災害、感染症、事故及びサイバー攻撃等のリスクに備えた事業継続の取組の支援

（シ）その他区長が産業の振興のために必要と認める施策

（５）産業者の役割（条例第４条）

ア　改正の趣旨

産業者に対し、良好な労働環境の確保、技能及び技術の継承並びに適正な取引の推進に努める必要性を明確化するため（イ）の下線部を追加します。また、商店街において小売店等を営む産業者については、商店会等が行う事業への積極的な参画を通じて、地域のにぎわいの維持に協力する趣旨を明確化するため（ウ）の下線部を見直します。

イ　対象条文

（ア）産業者は、区民の健康及び安全に配慮するとともに、創造性と自律的な活力に基づく産業活動を通じて、区民生活及び地域環境の向上に努めるものとする。

（イ）産業者は、良好な労働環境の確保、技能及び技術の継承並びに適正な取引の推進に努めるものとする。

（ウ）商店街において小売店等を営む産業者は、当該商店街の振興のため商店会等が行う事業への積極的な参画を通じ、地域のにぎわいの維持に協力するように努めるものとする。

（6）区民の理解と協力（条例第５条）

ア　改正の趣旨

区民に対し、ものづくりや大田区の産業の魅力への理解を深めることに加え、地域活動への参画を通じて産業全体を支える取組への協力に努める趣旨を明確化するため（イ）の下線部を追加します。

イ　対象条文

（ア）区民は、産業の振興が区民生活の安定と向上及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、産業者及び区と協力して、生活と産業が共存するまちづくりに努めるものとする。

（イ）区民は、ものづくり及び大田区の産業の魅力についての理解を深めるとともに、地域活動への参画を通じ、産業全体を支える取組に協力するよう努めるものとする。

（7）委任（条例第６条）

現在の条文をそのまま引き継ぎます。

3　今後のスケジュール

令和８年第４回大田区議会定例会に条例案を提案する予定です。なお、本条例は令和９年１月１日施行を予定しておりますが、パブリックコメントの実施結果等により、変更する可能性があります。

＜担当＞
大田区産業経済部産業経済課産業経済担当（管理）
電話番号　03-5744-1363

地域産業委員会 令和８年９月 17・18 日
産業経済部　資料 11 番
所管　産業経済課

スタートアップ都市推進協議会への入会について

１　協議会の概要

スタートアップ支援に積極的な地方公共団体が連携して成長支援を行うことで経済活性化を図ることを目的とした協議会。

福岡市の呼びかけにより平成 25 年 12 月 23 日に設立、現在 10 自治体が加盟※。会長は令和８年５月に福岡市 高島市長から品川区 森澤区長に交代。事務局は引き続き福岡市（創業推進部創業課）が務める。

※ 加盟自治体

品川区	福岡市	つくば市	別府市	富谷市
千葉市	浜松市	北九州市	熊本市	鹿児島市

２　令和８年度の主な活動内容

（１）シンポジウム

５月 29 日（金）に地方創生ベンチャーサミットを都内で開催済み

（２）勉強会・事務方会議、合同視察

10 月末にスタディーツアーをつくば市で開催予定

（３）ビジネスマッチング

２月１日（月）にマッチングイベントを品川区で開催予定

※ 区長も首長トークセッションに登壇の方向で調整中

３　入会理由

スタートアップ支援は区の産業活性化において重要な取組のひとつであり、本協議会入会により大田区におけるスタートアップ支援のより一層の推進と地域経済の持続的発展を図る。具体的には、本協議会が有する強固なネットワークを活用し、スタートアップの支援に先進的かつ精力的に取り組む自治体と連携することにより、スタートアップ支援のノウハウの共有や、区内スタートアップと各地の地元企業などとの共創によるイノベーションの創出等を推進する。

地域産業委員会 令和８年９月 17・18 日
産業経済部　資料 12 番
所管　産業経済課

令和８年度「新製品・新技術開発支援事業（開発ステップアップ助成・実用化製品化助成）」における助成企業の決定について

１　目的

区内中小企業の技術力・製品開発力の向上及び高付加価値を生むものづくり産業の創出を目指して新製品・新技術開発に助成金を交付する。これにより産業者のチャレンジを促し、併せてものづくりマインドの醸成を図る。

２　実施主体

公益財団法人大田区産業振興協会

３　助成内容及び助成上限額

区内企業が取り組む新製品・新技術の開発について、開発の段階に応じて次の３類型で助成する。

（１）トライアル助成　　100万円　（助成率１／２）
　　企業の成長につながる新製品・新技術を開発するための市場調査を行うもの
（２）開発ステップアップ助成　　500万円　（助成率２／３）
　　企画・設計から試作開発までの取組を行うもの
（３）実用化製品化助成　　500 万円　（助成率２／３）
　　試作開発が終わり、実用化製品化に向けた取組を行うもの
※トライアル助成については、通年申請・審査・助成のため別途募集・審査・助成を行う。

４　募集・審査結果

（１）募集期間　仮申請：令和８年４月　１日（水）から 17 日（金）まで
　　本申請：令和８年４月 20 日（月）から 24 日（金）まで
（２）応募件数　26 件　※うち１社は最終審査会終了後、採択決定前に辞退
　　内訳：開発ステップアップ助成　14 件、実用化製品化助成　12 件
（３）書類審査　　令和８年６月　５日（金）
（４）面接審査　　令和８年７月　２日（木）、３日(金)
（５）最終審査　　令和８年７月　３日（金）
（６）追加確認審査　令和８年７月 21 日（火）
（７）助成採択企業　　15 社　（詳細は「５　助成企業一覧」のとおり）
　　①開発ステップアップ助成　　９社
　　②実用化製品化助成　　６社

５　助成企業一覧　　助成総額　62,836 千円

（類型ごと受付順）

（１）開発ステップアップ助成　　９社　　（単位:千円）

番号	企業名	総事業費	助成額	事業テーマ
1	ユー・エー株式会社	7,925	5,000	可視光内視鏡を用いた難治疾患治療および合併症対処のためのモデル開発
2	フィーサ株式会社	11,908	5,000	超小型スポット静電気除去装置″H2″
3	テック大洋工業株式会社	1,187	719	導電性高分子材料 PAni の製造技術改良に関する研究開発
4	有限会社 エムティプレシジョン	8,870	5,000	鉄道の橋枕木測定装置の開発
5	表面機能デザイン研究所合同会社	3,300	1,333	過飽和窒素・炭素固溶化表面処理技術の省力化
6	AMX 株式会社	10,258	5,000	国内最高分解能を持つ LCD 型国産３D プリンタの開発
7	株式会社ウィズアクア	4,620	2,800	海産魚介類向け閉鎖循環型飼育システムに組み込む水質浄化装置の高度化
8	株式会社コムワース	12,780	5,000	放送 IP 向け ST2110 ネットワーク監視装置の試作開発
9	株式会社 Xenoma	8,025	5,000	Physical AI におけるロボットおよびヒト（教師データ）を対象としたやわらかい圧力センサの開発
計		68,873	34,852	

（２）実用化製品化助成　　６社　　（単位:千円）

番号	企業名	総事業費	助成額	事業テーマ
10	株式会社ＹＯＮＥＤＡ	12,265	5,000	あらゆるボトルに対応した残液を出さない新構造ディスペンサー開発
11	株式会社シグマエナジー	11,121	5,000	機械式の蓄電装置を用いた無停電電源（UPS）の実用化
12	アクスモールディング株式会社	9,737	5,000	新素材開発のための小型２軸混錬機改良
13	大田ゲートウェイ株式会社	4,866	2,984	農業用播種機向け、低コスト種子繰出装置の開発
14	株式会社ソーイ	8,030	5,000	発酵技術（UPOTECH®）を活用した機能性ナイトマスク・発酵洗顔パウダーの実用化製品化
15	株式会社　ACTY Power	8,258	5,000	橈骨遠位端骨折における難治症例に対応できる新たなプレート・スクリュー・スクリュードライバーの開発
計		54,277	27,984	

地域産業委員会 令和８年９月 17・18 日
産業経済部　資料 13 番
所管　産業経済課

令和８年度大田区・川崎市浴場連携事業
銭湯デジタルスタンプラリーの開催について

１ 事業趣旨

「大田区と川崎市との産業連携に関する基本協定」（平成 25 年４月締結）に基づき、両自治体に多く立地する公衆浴場を活用し、大田区と川崎市が連携・協力のもと、相乗的に地域経済の活性化を図ることを目的として実施する。実施にあたっては、鉄道事業者（京浜急行電鉄株式会社）とも連携し、両区市内の賑わいを創出する。

２ 主催

大田区・川崎市浴場連携事業実行委員会

（大田浴場連合会、川崎浴場組合連合会、大田区、川崎市）

３　開催概要

（１）開催期間

令和８年 10 月 1 日（木）から令和８年 12 月 22 日（火）まで

（２）イベント内容

【イベント名】　大田・川崎　京急にゆられて銭湯スタンプラリー2026

【概要】

大田区と川崎市内の浴場組合加盟普通公衆浴場（56 か所）、両区市内の観光スポット（６か所）、京浜急行電鉄駅（８か所）にスタンプスポットを設置予定。銭湯は利用する毎、観光スポット、駅スポットは訪れることでスタンプを獲得することができ、スタンプの数に応じて先着で景品をプレゼントする他、抽選への応募を可能とする。

【景品】

	獲得スポット数	景品（予定）
大田・川崎 達成賞	12（大田区・川崎市 銭湯各３、京急駅各２、観光スポット各１）	パーカー 抽選　40 名
大田区達成賞	６（大田区銭湯３、大田区京急駅２、 大田区観光スポット１）	スパバック 先着　各 400 名
川崎市達成賞	６（川崎市銭湯３、川崎市京急駅２、 川崎市観光スポット１）	
大田区参加賞	３（大田区銭湯２、大田区京急駅１）	アクリルキーホルダー 先着　各 600 名
川崎市参加賞	３（川崎市銭湯２、川崎市京急駅１）	

※アクリルキーホルダー・スパバックは大田区、川崎市でデザインが異なる。